

個人の生命保険契約に基づく一時金・年金に係る  
所得金額の計算について

上 田 正 勝

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 育 官 〕

# 要 約

## 1 研究の目的（問題の所在）

個人が、生命保険契約等に基づく一時金又は年金の支払いを受ける場合、一時金であれば一時所得、年金であれば雑所得に係る総収入金額に算入されると同時に、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額が、その収入を得るために支出した金額又は必要経費として総収入金額から控除される旨、規定されている（所令 183 条）。

しかし、満期保険金や解約返戻金等の収益が、保険料の運用成果と見うる場合がありうるとの指摘もあることから、所得の性質というよりも受取方法で所得区分を判定することになっている現行の取扱いには再検討の余地があると思われる。また、保険金の受取方法を自由に選択・変更できる保険契約が多い現状では、税制の中立性という点においても問題が生じる可能性がある。

さらに、死亡を伴わない疾病等に基づく保険金は非課税所得となるが、長寿化による医療等に対する保障のニーズの高まり、規制緩和の進展等により、新しい保険商品が次々開発され、一つの生命保険契約に疾病等に関する複数の保険金支払事由が特約等の形で組み込まれることが多くなっている。この場合、一つの保険契約から性質の異なる複数の保険金支払いが異なる時点で生じうるところ、各保険金収入に対応する個別の保険料を計算する必要があると考える。

そこで、生命保険契約に基づく一時金・年金に所得税が課税される最も基本的な状況である、個人が保険料を負担し、当該個人が保険金を受け取る場合において、所得区分を再検討するとともに、控除すべき保険料の範囲を理論的に明確化するための研究を行うこととしたい。

## 2 研究の概要

### （1）現行取扱いの問題点

## イ 保険の貯蓄性と所得区分

本来、保険契約は保険技術を使ったリスクの移転取引であり、その目的は、偶然の事実の発生による経済的損失に備えるための保障であるが、一方で、契約期間が長期にわたる生命保険には、保険特有の貯蓄要素が包含された取引としての性格があるとも言われている。

現に、保険セールスの現場では、保険の貯蓄性も強調されており、一定の一時払養老保険については、その貯蓄性の高さから利子並み課税が行われているところである。

このように、生命保険契約の中に貯蓄としての性質が存在し、その貯蓄性を利用する営利目的で結ばれる契約が存在するのであれば、その所得の性質として一時所得に当たらないものがありうると思われる。そして、そのような所得が一時所得として軽減課税の対象となることは、保険契約を利用した貯蓄が他の貯蓄手段に対して有利に取り扱われることになり、税制の中立性の上で問題が生じる可能性がありうる。

## ロ 保険商品の多様化・複雑化に伴う保険料の範囲の拡大

現行の保険法の施行以前は、保険契約は商法において損害保険契約と生命保険契約のみが定義されていた。一方、本研究における医療等保険金にあたる傷害疾病定額保険契約は、定義規定が存在しないままであったが、近年の長寿化によるニーズの高まりと規制緩和による急速な商品開発から、重要性が増してきたものである。

このような状況を踏まえると、過去においては生命保険契約により給付される保険金とは死亡保険金と生存保険金とその典型であり、これについて検討しておけば十分であったと考えられる。

しかし、近年、非課税所得となる医療等保険金のための保険料が生命保険契約に係る保険料において大きなウェートを占めるということも生じており、保険料の総額を控除するという規定が、生命保険契約の実態に合わない状況も生じていると考える。

また、保険数理に基づく保険料の計算において、保険料は生存保険金

のための保険料と死亡保険金のための保険料がそれぞれ合算されていることから、生存保険金と死亡保険金の給付しか規定されていない典型的な生命保険契約においても、それぞれ関係のない生存保険金のための保険料と死亡保険金のための保険料が混在している。

## (2) 所得区分の検討

### イ 保険契約の営利性の検討

所得税が課される保険金収入には、死亡保険金と生存保険金があるところ、通常であれば、死亡保険金には営利性は認められないといえる。

一方、生存保険金は、契約にて約定した時期における生活資金を準備するために、保険料の運用の成果としての保険金を受け取るものであることから、営利を目的とした契約であるといえる。

また、生命保険契約は長期に及ぶことから、一般的に、保険契約者は任意の時期に解約することができ、その場合には、保険料積立金に基づいて計算される解約返戻金が支払われる。解約返戻金はその金額等が保険証券等に明示され、保険契約に基づいて約定される独自の権利であるとされているため、貯蓄性の高い保険契約においては、解約返戻金により利益を得ることができるということを契約当初から予測できることとなる。そして、解約の結果、払込保険料を超える解約返戻金が得られた場合の差益とは保険金積立金の運用の成果に他ならない。

### ロ 所得区分の検討

上記の検討より、死亡保険金に関する契約には営利性を認めることはできず、死亡という偶然の事実に基づく収入であることから、一時金で受け取る場合、一時所得に該当することになる。

一方、生存保険金に関する契約は営利を目的とした契約と評価でき、さらに生存保険金収入の基礎は、生存保険金のための保険料が保険期間を通じて複利運用されることにより継続的に発生、蓄積した保険料積立金であり、所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性があるといえる。このことから、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」

として、一時所得に該当せず、雑所得となる。

また、解約返戻金による利益は、偶発性によらない保険契約者の判断に基づく任意の時期に保険料の一部が複利運用された保険金積立金を得るものであり、一時所得に該当せず、雑所得となる。

そして、生存保険金であれ死亡保険金であれ、年金形式で受け取る場合は、「一時の所得」に該当しないため、これまでの取扱いと同様、雑所得となる。

### (3) 総収入金額から控除されるべき保険料の範囲の検討

#### イ 保険料の不可分性に関する問題についての検討

総収入金額から控除されるべき保険料の範囲の検討にあたって、保険契約法の立場から、複数の支給事由が定められていたとしても、保険料の一部の不払いによって保険契約の全体が失効することになるなど、保険契約は一つの契約であるため、保険料は不可分であり、保険料の総額を控除することが適当であるとの考えも存在する。

しかし、担税力に応じた課税を行うために所得区分を設けた上で、各所得区分に応じて収入金額から必要経費を控除するなどして課税所得を算出するという所得税法の目的及び規定からすれば、契約関係において渾然一体とした収入と支出があった場合、現実的には納税者等のコンプライアンスコストへの配慮や課税庁の執行可能性等の制約があるものの、理論的には一つの契約から収入する金額を区分することも、それに対応する必要経費等を区分することも行われるべきものである。

#### ロ 保険料の算定基準からの検討

保険業法は、保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること等の基準に適合したものでなくてはならない旨、規定している。

例えば、定期保険であれば、標準生命表に基づく死亡率と予定利率により各年の自然保険料の額が定まり、契約期間に応じて平準化された純保険料とするために予定利率による調整を加えた上で、保険会社の事務

費に充てられる付加保険料を加えた金額が各年に保険契約者が支払うべき営業保険料となる。

このように、保険料は厳密な保険数理に基づいて計算されていることから、各保険金による収入金額から控除されるべき必要経費等につき、純保険料を個別対応させることが理論的に可能であると同時に、正確な所得の計算という点でも適切であると考ええる。

#### ハ 付加保険料の検討

付加保険料については、保険会社の事務費に充てられるべく計算されるところ、主契約または特約単位で保険金の性質が単一であれば、付加保険料を純保険料と同様の扱いとすることが適当である。また、養老保険のように保険金支払事由が背反の関係にあるのであれば、最終的に発生した保険金収入を得るために支出した金額として扱うことが適当である。

他方、保険金支払事由がそれぞれ別個に成立しうる場合は、その保険金に対応する付加保険料の額が保険会社により提供されるなど明確にされた場合に限って保険金収入を得るために支出した金額に含めるという規定とすることが適当である。

#### (4) 必要経費等

医療等保険のための保険料が分離できているのであれば、死亡が発生することなく経過した年分の自然保険料の合計額を保険料の総額（医療等保険金のための保険料を除く）から控除した金額が、各保険金収入に対応する保険料となるため、この金額を必要経費等とする方向での所得税法施行令 183 条の改正が適当であると考ええる。

#### (5) 年金保険における必要経費の按分

改正所得税法施行令 185 条において、相続税課税済みの年金受給権を非課税分として各年に振り分けるために単利計算による近似を行っている。これは、年金の必要経費等を振り分ける際にも十分利用可能であると考ええる。

そこで、生命保険に基づく年金収入に対する必要経費の計算方法については、改正所得税法施行令 185 条に準じる方法とするよう所得税法施行令 183 条を改正することが理論的に適当である。

### 3 結論

本研究においては、収入する保険金の性質に着目して所得区分の再検討を行った上で、保険料の算定基準に着目して、総収入金額から控除すべき保険料の理論的な範囲を検討した。

その結果、所得区分については、一時金で受け取る死亡保険金のみが非営利性、偶発性、一時性のすべてが認められることから一時所得となり、他は雑所得とすることが適当であると結論づけた。

また、総収入金額から控除すべき保険料は、各保険金に対応する保険料が厳密な保険数理に基づいて計算されていることから、正確な所得計算のためには各保険金に対応する保険料に限ることが相当であると考ええる。

具体的には、医療等保険のための保険料が分離できているのであれば、死亡が発生することなく経過した年分の自然保険料の合計額を保険料の総額（医療等保険金のための保険料を除く）から控除した金額を、各保険金に対応する保険料として必要経費等とする方向での所得税法施行令 183 条の改正が適当であると考ええる。

さらに、年金保険については、改正所得税法施行令 185 条に準じる方法とするよう所得税法施行令 183 条を改正することが適当であると考ええる。

## 目 次

はじめに.....	232
第1章 生命保険契約等に基づく保険金を個人が受け取る場合の課税の概要と問題点.....	233
第1節 所得区分.....	233
1 生命保険契約等に基づく保険金等.....	233
2 現行の所得区分.....	235
3 現行取扱いの問題点.....	235
第2節 必要経費または収入を得るために支出した金額.....	237
1 所得計算の概要.....	237
2 現行取扱いの問題点.....	238
第2章 所得区分の検討.....	239
第1節 保険契約の性格.....	239
1 リスクの移転取引としての保険契約.....	239
2 金融取引としての保険.....	240
3 小括.....	246
第2節 保険金収入の営利性・偶発性・一時性の検討に基づく所得区分の再検討.....	246
1 死亡保険金.....	247
2 生存保険金.....	247
3 解約返戻金.....	248
4 年金.....	249
5 小括.....	249
第3章 総収入金額から控除されるべき保険料の範囲の検討.....	250
第1節 保険料の内訳に応じた金額を控除することの適否の検討.....	250
1 保険料の不可分性に関する議論.....	250
2 保険数理に基づく保険料の内訳.....	250



3 所得税課税において保険料の内訳に応じた金額を控除すること の適否の検討	251
第2節 一時金の場合に総収入金額から控除されるべき金額の検討	251
1 保険料の必要経費性	251
2 保険料の内訳	252
3 付加保険料の扱い	252
4 生存保険金（一時金）の必要経費等	253
5 解約返戻金の必要経費等	255
6 死亡保険金（一時金）の必要経費等	255
第3節 年金の場合に総収入金額から控除されるべき金額の検討	256
1 年金保険における必要経費等	256
2 年金の種類	257
3 確定年金における必要経費等	257
4 終身年金及び有期年金における必要経費等	258
5 特定終身年金及び特定有期年金における必要経費等	258
6 改正所得税法施行令 185 条の計算	258
結びに代えて	259

## はじめに

個人が、生命保険契約等に基づく一時金又は年金の支払いを受ける場合、一時金であれば一時所得、年金であれば雑所得に係る総収入金額に算入されると同時に、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額が、その収入を得るために支出した金額又は必要経費として総収入金額から控除される旨、規定されている（所令 183 条）。

しかし、満期保険金や解約返戻金等の収益が、保険料の運用成果と見うる場合がありうるとの指摘もあることから、所得の性質というよりも受取方法で所得区分を判定することになっている現行の取扱いには再検討の余地があると思われる。また、保険金の受取方法を自由に選択・変更できる保険契約が多い現状では、税制の中立性という点においても問題が生じる可能性がある。

さらに、死亡を伴わない疾病等に基づく保険金は非課税所得となるが、長寿化による医療等に対する保障のニーズの高まり、規制緩和の進展等により、新しい保険商品が次々開発され、一つの生命保険契約に疾病等に関する複数の保険金支払事由が特約等の形で組み込まれることが多くなっている。この場合、一つの保険契約から性質の異なる複数の保険金支払いが異なる時点で生じうるところ、各保険金収入に対応する個別の保険料を計算する必要があると考える。

そこで、生命保険契約に基づく一時金・年金に所得税が課税される最も基本的な状況である、個人が保険料を負担し、当該個人が保険金を受け取る場合において、所得区分を再検討するとともに、控除すべき保険料の範囲を理論的に明確化するための研究を行うこととしたい。

# 第1章 生命保険契約等に基づく保険金を個人が 受け取る場合の課税の概要と問題点

生命保険契約に基づく保険金を個人が受け取る場合、保険料負担者と保険金受取人の関係によって、所得税、相続税又は贈与税の対象となる。

本研究においては、所得税が課税される最も基本的な状況である、個人が保険料を負担し、当該個人が保険金を受け取る場合における所得税法上の取扱いについて考察する。

## 第1節 所得区分

### 1 生命保険契約等に基づく保険金等

#### (1) 死亡保険金・生存保険金

生命保険契約とは、「保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く）をいう。（保険法2条8号）」とされている。そして、保険金支払い事由に応じて、死亡保険、生存保険、生死混合保険に分類でき、生存の場合の保険給付を生存保険金、死亡の場合の保険給付を死亡保険金という。

#### イ 死亡保険

保険契約の被保険者が保険期間（契約期間）中に死亡したときに保険金が支払われるものであり、遺族の経済的負担を保障することが目的である<sup>(1)</sup>。定期保険と終身保険が代表例である。

#### ロ 生存保険

保険契約の被保険者が保険期間満了まで生存したときに保険金が支払われるものである。単純な生存保険は被保険者の生存のみに対して保険

---

(1) 日本生命保険生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務』40頁（金融財政事情研究会、平16）。

金が支払われるが、保険期間中に死亡した場合には保険金は支払われな  
いたため、それまで支払った保険料は掛捨てとなる。しかしながら、こ  
うした形で発売されることはほとんどなく、実際には次に述べる生死混合  
保険の形で発売されている<sup>(2)</sup>。

年金保険が生存保険に近いが、年金受取開始前に被保険者が死亡した  
場合、既払込保険料累計額相当の死亡給付金が支払われるものが一般的  
であり、純粋な生存保険ではない。

#### ハ 生死混合保険

死亡保険と生存保険を組み合わせたもので、保険契約の被保険者が保  
険期間中に死亡したときには死亡保険金が支払われ、保険期間満了時  
まで生存していたときには生存保険金（満期保険金）が支払われる<sup>(3)</sup>もの  
である<sup>(4)</sup>。養老保険が代表例である。

#### (2) 死亡を伴わない疾病等に基づく保険金（以下「医療等保険金」とする）

長寿化による医療等に対する保障のニーズの高まり、規制緩和の進展等  
により、新しい保険商品が次々開発され、疾病等に関する保険金支払事由  
<sup>(5)</sup>が特約等の形で組み込まれることが多くなっており、その場合、死亡を  
伴わない疾病等という人の状態に基づいて医療等保険金が支払われる。

#### (3) 解約返戻金

生命保険では、保険数理に基づいて将来の保険給付義務の履行のために  
必要な資金を保険料の中から保険料積立金として積み立てるとい  
う仕組みがとられ、保険契約者はいつでも保険契約を解約して保  
険料積立金を基礎に計算される解約返戻金の払い戻しを受けることが  
できる。このことは保険契約者はいつでも現金化できる預金をも  
っているのと近似する状態にあ

(2) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(1)41頁。

(3) 保険期間満了時以外にも、契約期間中の一定時点における生存を条件に生存給付金を支払う場合もある。

(4) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(1)41頁。

(5) 入院、手術、通院、要介護状態など保険金支払い事由は多岐にわたる。

ることを意味する<sup>(6)</sup>。

## 2 現行の所得区分

### (1) 非課税所得

医療等保険金については、生命保険契約に基づく給付金で、身体の傷害に基因して支払を受けるものとして、所令 30 条により非課税とされている。

### (2) 雑所得

所令 183 条 1 項において、生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算について定められていることから、非課税<sup>(7)</sup>とならない死亡保険金及び生存保険金の内、年金形式により支払を受けるものは、雑所得とされている。

### (3) 一時所得

所令 183 条 2 項において、生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算について定められていることから、非課税とならない死亡保険金及び生存保険金の内、一時金として支払を受けるものは、一時所得とされている。また、解約返戻金も一時所得とされている。

## 3 現行取扱いの問題点

### (1) 所得区分の判断基準

保険料負担者と保険金受取人が同一の個人である場合の生命保険契約に基づく保険金収入は、利子所得から譲渡所得の 8 つの所得には当たらないため、一時所得か雑所得となる。そこで、一時所得に該当するか否かを、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」（所法 34 条）という規定に照らして判定することになる。

---

(6) 山下友信著『保険法』28 頁（有斐閣、平 17）。

(7) 保険料を負担した個人と保険金を受け取る個人が異なる場合、相続税又は贈与税の対象となり、所得税としては非課税となる。

ここで、保険契約とは偶然の事実の発生による経済的損失を被るリスクが保険契約者から保険者に移転される<sup>(8)</sup>というリスクの移転取引であり、生命保険契約における約定の金銭の支払も機能的には経済的損失の補てんであると解されている<sup>(9)</sup>。このことから生命保険契約は営利目的の契約ではないと同時に、生命保険金収入は、人の生死という偶然の事実に基づく収入と考えられる。その上で「一時の所得」に該当する一時金は一時所得に該当し、「一時の所得」に該当しない年金は雑所得ということになり、結果的に、「一時の所得」であるか否かによって、一時所得か雑所得かに分類されていると考えられる<sup>(10)</sup>。

## (2) 生命保険の貯蓄性

本来、保険契約は保険技術を使ったリスクの移転取引であるが、生命保険には、リスクの移転取引としての性格とともに保険特有の貯蓄要素が包含された取引としての性格がある<sup>(11)</sup>とも言われている。

現に、保険セールスの現場では、保険の貯蓄性も強調されており、一定の一時払養老保険については、その貯蓄性の高さから利子並み課税が行われているところである。

このように、生命保険契約の中に貯蓄としての性質が存在し、その貯蓄性を利用した営利目的で結ばれる契約が存在するのであれば、その所得の性質として一時所得に当たらないものがありうると思われる。そして、そのような所得が一時所得として軽減課税の対象となることは、保険契約を利用した貯蓄が他の貯蓄手段に対して有利に取り扱われることになり、税制の中立性の上で問題が生じる可能性がある。

---

(8) 山下・前掲注(6)6頁。

(9) 山下・前掲注(6)6頁。

(10) 年金保険につき、将来の年金給付の総額に替えて一時金で受け取った場合は一時所得とするという取扱い（所基通35-3）とも整合的である。

(11) 山下・前掲注(6)28頁。

## 第2節 必要経費または収入を得るために支出した金額

### 1 所得計算の概要

#### (1) 一時所得

一時所得の金額は、所法 34 条により次の算式のとおり計算される。

総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(最高 50 万円)

#### (2) 雑所得

雑所得の金額は、所法 35 条により次の算式のとおり計算される<sup>(12)</sup>。

総収入金額－必要経費

#### (3) 保険金収入に対する必要経費または収入を得るために支出した金額

保険料は、一時所得の場合は「収入を得るために支出した金額」として、雑所得の場合は「必要経費」として総収入金額から控除されることとなる。

この「収入を得るために支出した金額」と「必要経費」は、本来、対象となる支出の範囲が異なっているのであるが、所令 183 条によって規定される生命保険契約に関する所得計算においては、「当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額」(以下「保険料の総額」とする)をベースにするという意味において同じものになっている。そこで、必要経費または収入を得るために支出した金額を以下「必要経費等」とする。

一時所得の場合は、一時金であるため保険料の総額が必要経費等となる。

雑所得の場合は年金として複数回の支払いがあることから、その年中に支払を受けた年金の額に対応する払込保険料の額として以下の算式により計算した金額が必要経費等となる。

(その年に支払を受ける年金の額) × (保険料の総額) ÷ (年金の支払総額または支払総額の見込額)

---

(12) これに公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額が加算される。

## 2 現行取扱いの問題点

### (1) 非課税所得となる医療等保険金のための保険料

現行の保険法の施行以前は、保険契約は商法において損害保険契約と生命保険契約のみが定義されていた。一方、本研究における医療等保険金を支払う保険契約は、定義規定が存在しないままであったが、近年の長寿化によるニーズの高まりと規制緩和による急速な商品開発から、重要性が増してきたものである<sup>(13)</sup>。

このような状況を踏まえると、過去においては生命保険契約により給付される保険金とは死亡保険金と生存保険金とその典型であり、これについて検討しておけば十分であったと考えられる。

しかし、近年、非課税所得となる医療等保険金のための保険料が生命保険契約に係る保険料において大きなウェートを占めるということも生じており、保険料の総額を控除するという規定が、生命保険契約の実態に合わない状況も生じていると考える。

### (2) 生存保険金のための保険料と死亡保険金のための保険料

保険業法は、保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること等の基準に適合したものでなくてはならない旨、規定している。

この規定により、生命保険契約にかかる保険料は標準生命表に基づく死亡率と予定利率等を用いる保険数理に基づき、生存保険金のための保険料と死亡保険金のための保険料がそれぞれ計算され、合算されたものとなっている。

このことからすると、生存保険金と死亡保険金の給付しか規定されていない典型的な生命保険契約においても、例えば、生存保険金を受け取った際に控除すべき保険料の総額の中には、生存保険金による収入とは関係のない死亡保険金のための保険料が混入していることになる。

---

(13) 平成20年に成立した現行の保険法において「傷害疾病定額保険契約」として定義規定が設けられた。



## 第2章 所得区分の検討

### 第1節 保険契約の性格

#### 1 リスクの移転取引としての保険契約

保険契約法における保険の定義を整理すると以下の5つの要素が必要であるとされている<sup>(14)</sup>。

要素①：一方当事者の金銭の拠出（保険料）

要素②：他方当事者の偶然の事実の発生による経済的損失を補てんする  
給付（保険給付）

要素③：①と②が対立関係に立つ

要素④：収支相当原則<sup>(15)</sup>

要素⑤：給付反対給付均等原則<sup>(16)</sup>

この内、保険契約の要素②によって、偶然の事実の発生による経済的損失を被るリスクが保険契約者から保険者に移転されることになる。その際、生命保険契約に基づく保険給付は約定の金銭の支払という経済的損失の補てんとは必ずしもいえない給付であるが、この約定の金銭の支払は機能的には経済的損失の補てんであると解されている<sup>(17)</sup>。また、被保険者が満期まで生存していた場合の満期保険金の支払いについては、生存しているというリスク

(14) 山下・前掲注(6)6～9頁。

(15) 「要素④は、要素①の金銭の拠出総額と要素②の補てんのための給付の総額が等しくなるように事前に要素①と②の給付の設定をすることをいう。要素②の保険者の給付は偶然な事実の発生にかかるので事前に100%予測できないが、統計学上の大数の法則を利用することにより要素①の当事者が多数あれば高度の確率で②の偶然の事実の発生率を予測できることになり、これにより要素①の拠出の金額を設定できる。このことから、要素④は要素①の拠出をする当事者が多数であることを前提としていることができる。」(山下・前掲注(6)7頁。)

(16) 「要素⑤は、保険契約者が要素①の拠出をする場合に拠出の額は個々の当事者の偶然の事実の発生率に応じて設定されるということを意味する。」(山下・前掲注(6)7頁。)

(17) 山下・前掲注(6)6頁。

の発現による損失の補てんであるというのが保険契約法上の説明である<sup>(18)</sup>。

上記の要素を生命保険契約についてみると、保険契約者数（ $n$ ）の内、保険事故の発生する保険契約者数（ $r$ ）という統計があるとき、保険料 $P$ の支払い（要素①）に対して、1件あたりの保険給付額 $Z$ （要素②）という保険契約を実現するために、要素④の収支相当原則を利用して、以下の等式を満たしていることを意味する。

$$n \times P = r \times Z \quad \text{式 } \alpha$$

また、この式は以下のとおり変形することができる。

$$P = r/n \times Z \quad \text{式 } \beta$$

ここで、 $r/n$ は保険事故の発生確率をしめしており、この確率が個々の保険契約者毎に異なる場合は、それに応じて保険料を決めることになる<sup>(19)</sup>。（要素⑤）<sup>(20)</sup>

さらに、死亡を保険事故とする生命保険においては、 $r/n$ は死亡率（ $x$ 歳の者が $t$ 年から $t+1$ 年の間に死亡する確立として ${}_tq_x$ とする）であり、式 $\gamma$ となる。

$$P = {}_tq_x \times Z \quad \text{式 } \gamma$$

## 2 金融取引としての保険

生命保険は一般的に長期間の契約である上に、保険期間中のどの時点で保険事故が発生するか不明であり、保険料の支払時期と保険金の支払時期に時間的なずれが生じることになる。そのため、保険料算定に当たっては、予定利率で割り引くことが合理的であるとされている。具体的には、保険給付の現価（式 $\alpha$ の右辺に相当）と保険料の現価（式 $\alpha$ の左辺に相当）を算出し、この等式を解くことによって保険料を算出することとなる。

これは、保険料が予定利率によって運用されることを前提としており、生

(18) 山下・前掲注(6)28頁。

(19) 生命保険においては、年齢と性別によって死亡率が異なることから、これらによって保険料を定めていることが多い。

(20) 山下・前掲注(6)59頁。

命保険は保険技術<sup>(21)</sup>を使ったりリスクの移転取引としての性格と同時に金融取引としての性格も包含されていると言うことができる。

### (1) 保険給付の現価

生命保険の保険給付は死亡保険金か生存保険金であることから、その両方を含む養老保険（保険期間  $n$  年間、死亡保険金額又は満期保険金額  $S$ 、被保険者  $x$  歳、割引率  $v$ 、被保険者総数  $l_x$  人、 $n-1$  年目から  $n$  年目の間での生命表に基づく死亡者数  $d_{x+n-1}$  人、 $n$  年経過時の生存者数  $l_{x+n}$  人）を基に保険給付の現価を計算すると以下のとおりとなる<sup>(22)</sup>。

$$(\text{保険給付の現価}) = S v^{1/2} d_x + S v^{1+1/2} d_{x+1} + \cdots + S v^{n-1+1/2} d_{x+n-1} + S v^n l_{x+n} \quad \cdots \text{式①}$$

ここで、「 $S v^n l_{x+n}$ 」は満期保険金を指しているのので、定期保険の場合はこの項の  $S$  を  $0$  円とし、終身保険の場合は、生命表に基づいて  $l_{x+n}$  が  $0$  人となるまでの保険期間と考えることにより、この式によって保険給付の現価を計算することができる。

また、この保険給付の現価は、被保険者  $l_x$  人に対する現価であることから、一人当たりの現価は、以下のとおりとなる。ここで、 ${}_t q_x$  は  $x$  歳の者が  $t$  年から  $t+1$  年の間に死亡する確率とし、 ${}_t p_x$  は  $x$  歳の者が  $t$  年間生存する確率とする。

$$\begin{aligned} & (S v^{1/2} d_x + S v^{1+1/2} d_{x+1} + \cdots + S v^{n-1+1/2} d_{x+n-1} + S v^n l_{x+n}) \div l_x \\ &= S v^{1/2} d_x / l_x + S v^{1+1/2} d_{x+1} / l_x + \cdots + S v^{n-1+1/2} d_{x+n-1} / l_x + S v^n l_{x+n} / l_x \\ &= S v^{1/2} {}_0 q_x + S v^{1+1/2} {}_1 q_x + \cdots + S v^{n-1+1/2} {}_{n-1} q_x + S v^n p_x \quad \cdots \text{式②} \end{aligned}$$

### (2) 保険料の現価

保険料の現価については、契約加入時点で保険料を一時払いする場合、割引計算の必要がないため、式②で計算される金額と等しくなり、これを一

- (21) 「保険技術は、収支相当原則および給付反対給付均等原則に集約される」山下・前掲注(6)58頁。
- (22) ここで、保険期間中の各年において死亡は1年を通じて一様に発生するものと仮定すれば、平均して全ての死亡が年央に起こったとみなすことができることから死亡保険金に対しては半年分の割引率を適用する。

時払純保険料という<sup>(23)</sup>。

他方、保険料払込期間を通して、平準的に保険料を払い込む場合（これを平準保険料という）、各時期の保険料の現価を計算する必要がある。

ここで、保険料支払いのモデルとして、保険料払込期間 $n$ 年間<sup>(24)</sup>、被保険者が生存している限り各年の期初に保険料 $P$ を支払うとすると、保険料の現価は以下のとおりとなる。（被保険者 $x$ 歳、割引率 $v$ 、被保険者総数 $l_x$ 人、 $n$ 年経過時の生存者数 $l_{x+n}$ 人とする。）

$$(\text{保険料の現価}) = P v^0 l_x + P v^1 l_{x+1} + \cdots + P v^{n-1} l_{x+n-1} \quad \cdots \text{式③}$$

この保険料の現価は、被保険者 $l_x$ 人に対する現価であることから、一人当たりの現価は、以下のとおりとなる。

$$\begin{aligned} & (P v^0 l_x + P v^1 l_{x+1} + \cdots + P v^{n-1} l_{x+n-1}) \div l_x \\ &= P v^0 l_x / l_x + P v^1 l_{x+1} / l_x + \cdots + P v^{n-1} l_{x+n-1} / l_x \\ &= P v^0 {}_0p_x + P v^1 {}_1p_x + \cdots + P v^{n-1} {}_{n-1}p_x \quad \cdots \text{式④} \end{aligned}$$

### (3) 純保険料の算定

保険金の支払のみに対する保険料を純保険料といい、式 $\alpha$ で表される収支相等の原則に従って計算される。そして、式 $\alpha$ の右辺は保険給付の現価（式①）となり、式 $\alpha$ の左辺は保険料の現価（式③）となる。

$$\begin{aligned} & S v^{1/2} d_x + S v^{1+1/2} d_{x+1} + \cdots + S v^{n-1+1/2} d_{x+n-1} + S v^n l_{x+n} \\ &= P v^0 l_x + P v^1 l_{x+1} + \cdots + P v^{n-1} l_{x+n-1} \quad \cdots \text{式⑤} \end{aligned}$$

さらに、この両辺を $l_x$ で割ることにより、一人当たりの現価とすることができ、式②=式④となる。

$$\begin{aligned} & S v^{1/2} {}_0q_x + S v^{1+1/2} {}_1q_x + \cdots + S v^{n-1+1/2} {}_{n-1}q_x + S v^n {}_n p_x \\ &= P v^0 {}_0p_x + P v^1 {}_1p_x + \cdots + P v^{n-1} {}_{n-1}p_x \quad \cdots \text{式⑥} \end{aligned}$$

(23) 加入時一時払いにおいては、後述の式④における初項（ $P v^0 {}_0p_x$ ）のみとなり、さらに $v^0 = 1$ 、 ${}_0p_x = 1$ となることから導かれるため、式④の一形態といえることができる。

(24) ここで、保険料払込期間と保険期間は、定期保険や養老保険の場合、通常一致するが、必ずしも一致する必要性はない。その場合、(1)での $n$ と(2)での $n$ は異なる年数を利用することになる。（例：60歳払込済みの終身保険）

式⑥から支払保険金一単位あたりの支払保険料 $P$ の計算を行うと、 $S = 1$ として以下のとおりとなる。

$$P = (v^{1/2}{}_0q_x + v^{1+1/2}{}_1q_x + \cdots + v^{n-1+1/2}{}_{n-1}q_x + v^n{}_np_x) / (v^0{}_0p_x + v^1{}_1p_x + \cdots + v^{n-1}{}_{n-1}p_x) \quad \cdots\text{式⑦}$$

式⑦から、平準保険料は、生命表に基づく予定死亡率及び予定生存率並びに予定利率に基づく割引率のみから計算できることが分かる。

#### (4) 自然保険料

保険料計算のための最も基礎的なデータである死亡率が、一般的に被保険者の年齢に応じたものであることから、保険期間1年の定期保険を想定した場合、式⑦の分子と分母は初項のみとなり、以下のとおりとなる。

$$\begin{aligned} P &= v^{1/2}{}_0q_x \div v^0{}_0p_x \\ &= v^{1/2}{}_0q_x \quad \cdots\text{式⑧}^{(25)} \end{aligned}$$

この保険料を自然保険料という。

そして、毎年、被保険者が生存する限り、 $n$ 年間自然保険料を適用して更新した場合、保険給付に関しては契約期間 $n$ 年の定期保険と同じものとなる。

一方、 ${}_0q_x$ で表される死亡率は、一般に年齢とともに上昇することから、自然保険料も毎年上昇することになる。そのため、保険料の支払いに関しては、契約期間の前半においては自然保険料が平準保険料を下回り、契約期間の後半においては自然保険料が平準保険料を上回ることになる。その結果、平準保険料の支払いには、契約期間の前半において、自然保険料を上回る保険料を前払い的に積み立てておき、予定利率で運用しつつ、契約期間の後半において平準保険料を上回る自然保険料に充当するという性格があるといえ、この点からも金融取引としての性格を見ることができる。

#### (5) 生存保険金

$n$ 年満期で満期生存の場合しか保険金を支給しない純粋な生存保険を考

---

(25)  $\because v^0 = 1, {}_0p_x = 1$

えた場合、式⑦において、分子の最終項の  $v^n p_x$  が満期生存保険金に対応し、それ以外の項は保険期間中の死亡保険金に対応することから、 $v^n p_x$  以外を 0 とすると、生存保険金のための保険料  $P_s$  を求めることができる。

$$P_s = v^n p_x / (v^0 p_x + v^1 p_x + \dots + v^{n-1} p_x) \quad \dots \text{式⑨}$$

また、割引率  $v$  は予定利率  $i$  と以下の関係がある。

$$v = 1 / (1 + i)$$

これを式⑨に代入し、分子と分母に  $(1 + i)^n$  をかける。

$$P_s = {}_n p_x / \{(1+i)^n p_x + (1+i)^{n-1} p_x + \dots + (1+i)^1 p_x\} \quad \dots \text{式⑩}$$

ここで、式⑩の分子  ${}_n p_x$  は、式⑦を算出する際に、支払保険金一単位あたりの支払保険料  $P$  を求めるために、 $S = 1$  としたことを思い出せば、支払保険料の  $n$  年後の期待値を表している。そこで、式⑩を以下のとおり変形すると、各年の生存者によって支払われる生存保険金のための保険料  $P_s$  を予定利率  $i$  によって複利運用したものが、 $n$  年後の生存保険金となるという関係を見出すことができる。

$${}_n p_x = P_s \{(1+i)^n p_x + (1+i)^{n-1} p_x + \dots + (1+i)^1 p_x\} \quad \dots \text{式⑪}$$

ここから、生存保険については、積立定期預金に近似<sup>(26)</sup>した金融取引としての性格を持っているといえる。

## (6) 解約返戻金

生命保険では、保険数理に基づいて将来の保険給付義務の履行のために必要な資金を保険料の中から保険料積立金として積み立てるという仕組みがとられ、保険契約者はいつでも保険契約を解約して保険料積立金を基礎に計算される解約返戻金の払い戻しを受けることができるという契約となっていることが一般的である<sup>(27)</sup>。

ここで、保険料積立金の計算として最も基本的な方法は、純保険料に基づく平準純保険料式である。さらに、将来法（将来の支出現価－将来の収

(26) 死亡した場合には受け取れないこと及びその反映としての生存率による割引が異なる点である。

(27) 近年、低解約返戻金保険として、解約返戻金を保険料積立金よりもかなり少額にすることによって保険料を安くする商品も販売されている。

入現価)と過去法(過去の収入終価-過去の支出終価)という計算方法があるが、保険料積立金が保険料の計算と一体として算出される場合、どちらで計算しても保険料積立金は等しくなる<sup>(28)</sup>。

ここで、(5)の生存保険金に関して、過去法を用いて、 $t$ 年目の保険料積立金 ${}_tV$ を計算すると以下のとおりとなる。

$${}_tV = (\text{過去の収入終価}) - (\text{過去の支出終価})$$

生存保険においては、支出は満期時にしかないので、過去の支出終価は0となる。

$$\begin{aligned} {}_tV &= (\text{過去の収入終価}) \\ &= P_s \{ (1+i)^t {}_0p_{x+t} + (1+i)^{t-1} {}_1p_{x+t} + \dots + (1+i)^1 {}_{t-1}p_{x+t} \} \end{aligned}$$

この式から、保険料積立金には、保険料の複利運用の性格があることが分かる。これは、定期保険においても、(4)において示したとおり、平準保険料と自然保険料の差額が保険料積立金として複利運用されるという意味では同様であり、この保険料積立金は、自然保険料が平準保険料を超えた時に取り崩され始めるため、定期保険においても、契約期間等に応じて、かなりの保険料積立金が存在する場合がある。

そして、保険契約者による任意の中途解約の場合の解約返戻金は、この保険料積立金を基礎に保険契約者価額として定めた金額となるが、保険料積立金から解約控除<sup>(29)</sup>を行った金額として計算されることが多い。

ここから、解約返戻金にも、金融取引としての性格があることが分かり、保険契約者はいつでも現金化できる預金をもっているのと近似する状態にあるといえる。

## (7) 養老保険・終身保険

保険契約は、既述したとおり、偶然の事実の発生による経済的損失を補て

(28) 詳しい計算過程は日本生命保険生命保険研究会・前掲注(1)70~71頁。

(29) 解約控除の性格については、①新契約費の未償却額の回収、②逆選択による損失の補てん、③運用資産の現金化による資産運用上の損失の補てんなどが上げられるが、①の理由が中心とされており、控除水準も、期間の経過に応じて徐々に減少していき10年程度経過後は0となるように設定されていることが多い。

んする給付を行うことが目的であるが、契約内容によっては、偶然の事実の発生確率が、全保険期間を通して見た場合、100%となるものが存在する。

養老保険であれば、保険期間の各年の死亡率と最終年の生存率の合計が1（100%）となり、終身保険であれば、死亡保険金を支払う保険期間が死亡時までということから当然に100%の保険事故発生確率となる。こうして、時期は別として必ず保険金を受け取ることができ、さらに、保険期間の中途での解約の際も解約返戻金を受け取ることができるということを総合すると、これらの保険契約においては金融取引としての性格が一層強まると評価できる。

### 3 小括

生命保険契約には、リスクの移転取引という本来の目的に即した性格がある一方で、長期に及ぶ保険期間において保険料が平準化されること及び時期は別として必ず保険金（または解約返戻金）を受け取ることができる契約が存在することから、金融取引としての性格も包含されている複合的な目的を持つ取引であるといえる。

そこで、保険金収入の所得区分判定に際して、金融取引としての性格を考慮した上で再検討する必要があると考える。

## 第2節 保険金収入の営利性・偶発性・一時性の検討に基づく所得区分の再検討

第1章第1節3（1）において述べたとおり、非課税<sup>(30)</sup>とならない保険金収

---

(30) 医療等保険金収入は所令30条から非課税である。これに関しては、生命保険における医療等保険金は、損害保険と異なり実損てん補ではなく定額支給であることから、不相当に高額な医療等保険金を受け取る場合に、その全額を非課税とすることが適切かという論点は存在しうると考える。しかし、人の疾病や傷害に対する適切な保険金水準を理論的に算定することが極めて困難（生命保険が定額給付である理由でもある）であると同時に、感情的にも容易に許容されないと思われる。そのた



入に関する現在の所得区分判定は、リスクの移転取引としての生命保険契約の性格に基づき、営利性がない偶発的な所得であり、受取方法が「一時の所得」にあたるか否かによって一時所得か雑所得かに分類されている。しかし、前節にて述べたとおり、生命保険契約には金融取引としての性格も包含されているところ、常に営利性のない偶発的な所得といえるかにつき検討が必要である。

そこで、保険金収入を、死亡保険金、生存保険金、解約返戻金、年金に分類した上で、それぞれの所得区分を検討することとする。

## 1 死亡保険金

被保険者の死亡を保険金支払事由とする死亡保険金は、実損てん補ではなくとも、偶然の事実（死亡）の発生による経済的損失を補てんするものと解されていることから<sup>(31)</sup>、営利を目的とする行為から生じた所得には当たらないというべきであり<sup>(32)</sup>、一時金として受け取る場合、一時所得に該当する。

## 2 生存保険金

生存保険金は、「生存しているというリスクの発現による損失の補てんであるというのが保険契約法上の説明」<sup>(33)</sup>であるが、生存してしまったことによるリスクとは、その時点において生活資金を準備する必要があるということに他ならない。すると、生存保険金の給付を行う保険契約とは、契約にて約定した時期における生活資金を準備するために、保険料の運用の成果としての保険金を受け取る契約であり、営利を目的とした契約と評価すべきである。

また、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得とは

---

め、非課税となる一定の水準を定めるか否か、定める場合その水準はどの程度とするかという点は政策的な判断とならざるを得ないため、本稿においては、この論点については触れないこととする。

(31) 死亡保険金に関しても、不相当に高額な場合に営利性を認めるか否かという論点は存在しうが、医療等保険金と同様に本稿においては触れないこととする。

(32) 保険金詐欺目的等の場合は営利目的であるが、詐欺が判明すれば保険契約自体が無効になる状況であるので、今回はそこまでの考慮は行わないこととする。

(33) 第2章第1節1

(中略)、所得源泉を有する所得以外の所得の趣旨と解するべきであり」<sup>(34)</sup>、「所得源泉の有無は所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性があるか否かが基準となるものと解するのが相当である」<sup>(35)</sup>とされているところ、生存保険金収入の基礎は、生存保険金のための保険料が保険期間を通じて複利運用されることにより継続的に発生、蓄積した保険料積立金であり、所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性があるといえる。

ここから、生存保険金収入は、一時所得から除かれる「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」にあたることから、雑所得となる。

### 3 解約返戻金

生命保険契約は長期に及ぶことから、保険契約者は任意の時期に解約することができ、保険契約者の一方的意思表示により解約の効果が生じる。一般的に、その場合には、保険料積立金に基づいて計算される解約返戻金が支払われると約定されている<sup>(36)</sup>。解約返戻金はその金額等が保険証券等に明示され、保険契約に基づいて約定される独自の権利であるとされているため、貯蓄性の高い保険契約においては、解約返戻金により利益を得ることができるということを契約当初から予測できることとなる。また、解約返戻金の基礎は、2章1節2(6)で見たとおり、保険料の一部が保険期間を通じて複利運用されることにより継続的に発生、蓄積した保険料積立金であり、所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性があるといえる。

このように、解約返戻金による利益は、偶発性によらない保険契約者の判断に基づく任意の時期に保険料の一部が複利運用された保険金積立金を得るものであり、一時所得に該当せず、雑所得となる。

---

(34) 名古屋高裁金沢支部昭和43年2月28日判決

(35) 名古屋高裁金沢支部昭和43年2月28日判決

(36) 2章1節2(6)

#### 4 年金

保険金の受取方法が年金形式の場合は、生存保険金であれ死亡保険金であれ、「一時の所得」に該当しないため、一時所得とはならず、雑所得となる。

#### 5 小括

本節における検討の結果、一時金で受け取る死亡保険金のみが非営利性、偶発性、一時性のすべてが認められることから一時所得となり、他は雑所得とすることが適当であると考ええる。

## 第3章 総収入金額から控除されるべき保険料の範囲の検討

### 第1節 保険料の内訳に応じた金額を控除することの適否の検討

#### 1 保険料の不可分性に関する議論

生命保険契約においては、一つの契約に多くの保険金支払事由を組み込むことが可能であり、実務上も多種多様な保険給付を組み合わせた保険商品が開発されている。このような場合でも、法的には全てを含めて一つの契約となり、保険契約者は保険料の総額に対して保険料支払義務を負うことになる。

この観点からすれば、一つの生命保険契約から得られる保険金収入に対する必要経費等は保険料の総額（年金の場合は按分する）とすることが適正であり、現行の取扱いもこのようになっている<sup>(37)</sup>。

#### 2 保険数理に基づく保険料の内訳

一方、保険料の算出方法についてみれば、保険数理に基づく保険料計算が保険の定義として求められている上、保険業法においても、保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること等の基準に適合したものでなくてはならない旨規定されている。そのため、生命保険契約にかかる保険料は、保険者において、保険事故に応じたそれぞれの保険金について、保険数理に基づき、厳格に計算<sup>(38)</sup>されている。

この観点からは、各保険金収入に対応する保険料が個別に必要経費等となるべきではないかと考えられる。

---

(37) ただし、現行の取扱いでは考慮されていない非課税となる医療等保険金を受け取った場合、一定程度の保険料を按分などの方法で配分すべきではないかという問題は指摘できる。

(38) 第2章第1節

### 3 所得税課税において保険料の内訳に応じた金額を控除することの適否の検討

所得税において、複数の性質を持つ契約によって生じた所得をいかに考えるかという問題は他にも存在している。

しかし、担税力に応じた課税を行うために所得区分を設けた上で、各所得区分に応じて収入金額から必要経費を控除するなどして課税所得を算出するという所得税法の目的及び規定からすれば、契約関係において渾然一体とした収入と支出があった場合、現実的には納税者等のコンプライアンスコストへの配慮や課税庁の執行可能性等の制約があるものの、理論的には一つの契約から収入する金額を所得の性質によって区分することも、それに対応する必要経費等を区分することも行われるべきものである。

そこで、保険契約についてみれば、第2章での検討のとおり、収入金額はそれぞれの支払事由と受取方法に基づいて所得区分を定めることができる。その上で、それぞれの保険金に対する保険料を保険数理に基づいて厳格に計算することが、保険の定義としても保険監督法上も必要とされていることからすると、各保険金収入に対応する保険料を個別に必要経費等とすることを目指すべきと考える。

そのため、所得税法の規定は現行のままとするが、必要に応じて施行令等を改正することを視野に入れて、適正な所得計算のあるべき方法を検討することとする。

## 第2節 一時金の場合に総収入金額から控除されるべき金額の検討

### 1 保険料の必要経費性

生命保険契約は、被保険者の死亡時の保障又は約定時点における生存時の生活費確保を目的とした契約であり、そのために支出する保険料は家事費(消費支出)にあたる。このことは、定期保険において保険期間内に保険事故が

発生しなかった場合、保険料を控除できないことから明らかである<sup>(39)</sup>。

しかし、保険事故の発生により保険金収入が生じた場合には、「総収入金額を得るため直接に要した費用の額（法 37 条）」または「収入を得るために支出した金額（法 34 条）」として控除可能となる。

一方、非課税所得となる医療等保険の場合は、非課税所得は税法の適用上その所得がないのと同様に扱われる<sup>(40)</sup>ことから、これに対応する保険料も控除できない。

## 2 保険料の内訳

既に述べたとおり、生命保険の保険料は、各保険金支払事由に応じて個別に平準化された純保険料が計算されているが、実際の保険料には、保険会社の事務費等に充てられる付加保険料も加算されている。

そのため、実際に保険契約者が支払うべき保険料（これを営業保険料という）は、以下のとおり表すことができる。

$$(\text{営業保険料}) = (\text{純保険料}) + (\text{付加保険料})$$

付加保険料の算出方法については、新契約費、維持費、集金費に基づく事業費率による方法が広く用いられているが、保険者によって、1件当たりコストや高額契約に対する割引きなど考慮すべき要素を追加する場合もある。

## 3 付加保険料の扱い

付加保険料は保険会社の事務費に充てられるべく計算されるため、生死混合保険のような複合的な保険契約の場合、その契約全体に対して付加保険料が計算されることになる。もちろん、死亡保険だけの契約であれば、死亡保険金が支払われた場合、付加保険料も死亡保険金という収入を得るために支出した金額に当たるといえるし、医療等保険金だけの特約であれば、全体が

(39) 保険料の控除という意味では、保険料控除が存在するが、これは、資本蓄積、老後生活の安定のための自助努力の奨励等の政策目的によるものとされている。注解 所得税法研究会編『注解所得税法（四訂版）』1009 頁（大蔵財務協会、平 17）。

(40) コンメンタル所得税法第 2 巻 325 項。

非課税所得のための支出として考慮する必要がなくなる。

このように、主契約または特約単位で保険金の性質が単一であれば、付加保険料も純保険料と同様の取扱いとすることで問題ないであろう。

しかし、主契約または特約の単位内において複数の保険金支払事由があり、さらにその保険金収入の所得区分が異なるような場合の取扱いについて、さらなる検討が必要となる。

(1) 保険金支払事由が背反の関係にある場合

複数の保険金支払事由があったとしても、養老保険のように、その保険金支払事由のどちらかが発生することが他方の支払事由発生の確率を0とするような場合であれば、最終的に発生した保険金収入を得るために支出した金額として扱うことで問題ないとする。

(2) 保険金支払事由がそれぞれ別個に成立しうる場合

医療保険等にあるように、一つの主契約において、入院給付金、手術給付金、生存祝い金、死亡保険金などがセットになっている場合、入院給付金が支払われても、手術給付金や、死亡保険金の支払いの可能性は当然0とはならない。このような保険契約において、所得税が課税される保険金が支払われる場合は、非課税所得のための付加保険料が混入することを考慮すると、その保険金に対応する付加保険料の額が保険会社により提供されるなど明確にされた場合などに限って保険金収入を得るために支出した金額に含めるという規定とする必要がある。

#### 4 生存保険金（一時金）の必要経費等

第2章で検討したとおり、生存保険金は一時金であっても雑所得とすべきである。ここで、生存保険金がある最も典型的な保険である養老保険を考えると、保険数理では、以下のように純保険料が計算される。

ここで、式⑦<sup>(41)</sup>はn年満期の養老保険を表しており、養老保険としての保

---

(41) 第2章第1節2(3)

保険料を  $P_e$  とする。

$$P_e = (v^{1/2}{}_0q_x + v^{1+1/2}{}_1q_x + \cdots + v^{n-1+1/2}{}_{n-1}q_x + v^n p_x) / (v^0 p_x + v^1 p_x + \cdots + v^{n-1} p_x)$$

一方、式⑦において、最終項の  $v^n p_x$  は満期生存保険金に対応することから、これを 0 とすると、 $n$  年満期の定期保険の保険料  $P_t$  を求めることができる。

$$P_t = (v^{1/2}{}_0q_x + v^{1+1/2}{}_1q_x + \cdots + v^{n-1+1/2}{}_{n-1}q_x) / (v^0 p_x + v^1 p_x + \cdots + v^{n-1} p_x)$$

これらの 2 式を合成すると以下のとおりとなる。

$$P_e = P_t + v^n p_x / (v^0 p_x + v^1 p_x + \cdots + v^{n-1} p_x)$$

また、 $v^n p_x / (v^0 p_x + v^1 p_x + \cdots + v^{n-1} p_x)$  は、生存保険金のための保険料を表すので、これを  $P_s$  とすると、養老保険の保険料は以下のとおり、定期保険の保険料と生存保険の保険料を加えたものとなっていることが分かる。

$$P_e = P_t + P_s \quad \cdots \text{式A}$$

この関係から、死亡保険金のための保険料  $P_t$  は生存保険金収入を得るにあたり無関係な支出であることが分かる。

つまり、生存保険金に関する収入に直接要した金額は、生存保険金のための保険料  $P_s$  と付加保険料の合計額とすることが適当である。しかし、付加保険料を直接計算することは外部からでは困難であることから、他の方法が取れないか検討する。

ここで、医療等保険金に関する保険料が混入していないのであれば、

$$(\text{営業保険料}) = (\text{純保険料}) + (\text{付加保険料})$$

の等式の純保険料に、式Aを代入すれば、以下のとおり計算することができる。(営業保険料  $P_b$ 、付加保険料  $P_a$  とする。)

$$P_b = P_t + P_s + P_a \quad (P_t \text{ を移項する。})$$

$$P_s + P_a = P_b - P_t \quad \cdots \text{式B}$$

式Bから、支払保険料の総額から死亡保険金のための純保険料を引いたものが、生存保険金のための保険料  $P_s$  と付加保険料の合計額に等しいことが分かるので、式Bの右辺によって、付加保険料を直接計算することなく生存保険金に関する収入に直接要した金額としての必要経費等を計算することがで



きる。

しかし、他の要素が混入している場合にはこの計算ができないため、3(2)において検討したとおり、その保険金に対応する付加保険料の額が保険会社により提供されるなど明確にされた場合などに限って保険金収入を得るために支出した金額に含めるという規定とするのが適当である。

## 5 解約返戻金の必要経費等

第2章で検討したとおり、解約返戻金は雑所得とすべきである。ここで、保険数理では、解約返戻金の元となる保険料積立金が以下のように計算される。

( $t$ 年目における保険料積立金を ${}_tV$ とする。)

$$({}_tV + P - v^{1/2}q_{x+t})(1+i) = p_{x+t} \cdot {}_{t+1}V \quad (42)$$

ここで、式⑧より、自然保険料(保険開始時に $x$ 歳である被保険者に対する $t$ 年目における自然保険料を ${}_{x+t}P_n$ とする)が ${}_{x+t}P_n = v^{1/2}q_{x+t}$ で表せることから、これを代入すると以下のとおりとなる。

$$({}_tV + P - {}_{x+t}P_n)(1+i) = p_{x+t} \cdot {}_{t+1}V \quad \cdots \text{式C}$$

ここから、納税者が毎年支払う保険料については、支払保険料から当該年に対応する自然保険料を除いた金額( $P - {}_{x+t}P_n$ )が保険料積立金の原資となっているとすることができる。

よって、付加保険料を含む営業保険料の支払総額からそれまでの各年における自然保険料の合計額を控除したものを必要経費等とすることが適当である。

## 6 死亡保険金(一時金)の必要経費等

第2章で検討したとおり、一時金で受け取る死亡保険金は一時所得とすべ

---

(42) この式は、 $t$ 年目における保険料積立金 ${}_tV$ がある場合に、純保険料 $P$ を収入し、その年中の死亡者に対する支払保険金 $v^{1/2}q_{x+t}$ を差し引き、予定利率で1年間運用( $1+i$ )した金額を、翌年( $t+1$ 年)における生存者一人当たり $p_{x+t}$ として分配したものが、翌年( $t+1$ 年)の保険料積立金 ${}_{t+1}V$ となることを示している。

きである。

一方、死亡保険は、死亡率を定める生命表が年齢1歳刻みであることからすると、一年単位で保険金収入に対して支出した保険料を考えるべきである。即ち、死亡保険金が支払われた年の自然保険料分のみが、死亡保険金に対応する保険料となる。

しかし、実際には、平準保険料として保険料を支払っており、その差額は保険料積立金を構成している。そのため、死亡保険金が支払われた段階で保険料積立金に組み入れられている保険料の扱いが問題となる。

ここで、被保険者が死亡することなく既に経過した各年の自然保険料相当額は、既に掛け捨てられており、実現した死亡保険金収入との関係は生じないが、保険料積立金に組み入れられている保険料については、保険契約全体に対して支払われ、その時点では保険金収入を生じた保険契約との関係があることから、「その収入を生じた行為をするため（中略）直接要した金額」として、控除できるとすることが適当である。

よって、営業保険料の支払総額から死亡保険金支払いの前年までの各年における自然保険料の合計額を控除したものを必要経費等とすることが適当である。

### 第3節 年金の場合に総収入金額から控除されるべき金額の検討

#### 1 年金保険における必要経費等

基本的な年金保険契約は、年金支給開始までの死亡保障や医療保障を含まない<sup>(43)</sup>ため、年金支給開始時までの支払保険料総額が最終的に控除されるべき保険料の総額となる。

---

(43) もちろん、それらを特約として付加したり、主契約に織り込んだりすること自体は可能である。その場合は、第2節で検討した形で切り分けていき、年金支給のための保険料のみを年金収入から控除することになる。

年金保険においては、この保険料の総額（以下、本節においては、年金保険に対応する保険料の総額を「保険料の総額」とする。）をいかに各年の年金収入に対応させるかを検討する。

## 2 年金の種類

年金は、受け取る年金の期間及び生死に関わらず受け取りが可能な保証期間の有無によって、以下のとおり分類することができる<sup>(44)</sup>。

- ①確定年金：年金支給期間と保証期間が一致しているもの
- ②終身年金：保証期間がなく、生存している限り年金が支払われるもの
- ③有期年金：保証期間がなく、一定の年金支給期間内で生存している場合にのみ年金が支払われるもの
- ④特定終身年金（保障期間付終身年金）：一定の保証期間においては生死に関わらず年金が支払われ、保証期間終了後は、生存している限り年金が支払われるもの
- ⑤特定有期年金（保障期間付有期年金）：一定の保証期間においては生死に関わらず年金が支払われ、保証期間終了後は、一定の年金支給期間内で生存している場合にのみ年金が支払われるもの

## 3 確定年金における必要経費等

確定年金は、年金支給期間において生死に関わらず受け取りが可能であり、なんら偶然の要素が存在しない。そのため、割引率だけ考慮して $n$ 年目の年金1単位に対応する保険料は $v^{-n}$ となることから、保険数理的にはこの保険料を各年に対して求めてその比で保険料の総額を按分することが合理的である。

---

(44) 名称は所令185条1項一～五号によった。

#### 4 終身年金及び有期年金における必要経費等

終身年金及び有期年金は、年金受給期間が終身か有期かが異なるだけで、その期間内において生存している限り年金が支払われるが、死亡した場合には支払われないことから、年金支給開始以降は純粋な生存保険となる。

そのため、割引率と生存率を考慮する必要がある、 $n$ 年目の年金1単位に対応する保険料は $v^{n-1}p_{n-1}$ となることから、保険数理的にはこの保険料を各年に対して求めてその比で保険料の総額を按分することが合理的である。

#### 5 特定終身年金及び特定有期年金における必要経費等

保証期間中は確定年金と同じで保証期間終了後は終身年金または有期年金と同じということになる。

そのため、 $n$ 年目の年金1単位に対応する保険料は、保障期間中は $v^{n-1}$ 、保証期間終了後は $v^{n-1}p_{n-1}$ となることから、保険数理的にはこの保険料を各年に対して求めてその比で保険料の総額を按分することが合理的である。

#### 6 改正所得税法施行令 185 条の計算

改正所得税法施行令 185 条において、相続税課税済みの年金受給権を非課税分として各年に振り分けるために単利計算による近似を行っている。これは、上記 3 から 5 における年金の必要経費等を振り分ける際にも十分利用可能であると考ええる。

そこで、生命保険に基づく年金収入に対する必要経費の計算方法については、改正所得税法施行令 185 条に準じる方法とするよう所得税法施行令 183 条を改正することが適当である。

## 結びに代えて

本研究においては、収入する保険金の性質に着目して所得区分の再検討を行った上で、保険料の算定基準に着目して、総収入金額から控除すべき保険料の理論的な範囲を検討した。

その結果、所得区分については、一時金で受け取る死亡保険金のみが非営利性、偶発性、一時性のすべてが認められることから一時所得となり、他は雑所得とすることが適当であると結論づけた。

また、総収入金額から控除すべき保険料は、各保険金に対応する保険料が厳密な保険数理に基づいて計算されていることから、正確な所得計算のためには各保険金に対応する保険料に限ることが相当であると考ええる。

具体的には、医療等保険のための保険料が分離できているのであれば、死亡が発生することなく経過した年分の自然保険料の合計額を保険料の総額（医療等保険金のための保険料を除く）から控除した金額を、各保険金に対応する保険料として必要経費等とする方向での所得税法施行令 183 条の改正が適当であると考ええる。

具体的には、医療等保険のための保険料が分離できているのであれば、死亡が発生することなく経過した年分の自然保険料の合計額を保険料の総額（医療等保険金のための保険料を除く）から控除した金額を、各保険金に対応する保険料として必要経費等とする方向での所得税法施行令 183 条の改正が適当であると考ええる。

さらに、年金保険については、改正所得税法施行令 185 条に準じる方法とするよう所得税法施行令 183 条を改正することが適当であると考ええる。